

別紙1

令和4年度事業採択要件・助成基準

(※業務規程・業務細則に定める基準:最終改正H31.2.27)

事業名	事業目的・対象経費	事業対象者	助成額	特記事項
1 漁業担い手確保対策事業				
(1) 小中学生 漁業体験・ 学習事業	1 目的 地域の小中学生を対象とした漁業体験・学習等を 支援し、漁業への理解と憧れを形成する。 2 内容 漁業の体験及び学習等(水産物の加工含む。)に 要する経費(材料費、保険料、移動経費等)の助成	・青年等漁業者が組織 する団体 ・漁業協同組合 ・青少年育成組織 ・水産高校等	1団体 5万円以内 (予算の範囲内)	
(2) 水産高校 等連携育成 事業	1 目的 水産高校等と連携して生徒の漁業に関する実践 的な技術の向上を目的に行う現場実習等を支援 し、漁業に対する理解と関心を高める。 2 内容 (1) 生徒の現場実習経費の助成 (2) 技術者の学校での実践的指導経費の助成 (3) 漁業・加工技術等の共同研究等経費の助成 (4) 小中学校との連携に要する経費の助成 (対象経費:生徒指導に係る材料費、謝金、技術者派遣 旅費、共同研究等・小中学校連携に係る材料費)	・地域関係者で構成す る連携組織又は水産 高校等	1団体 100万円以内 (予算の範囲内)	
(3) 漁業志向 青年等体験 学習事業	1 目的 漁業就業を志向する青年等を対象とした漁業体 験・学習等を支援し、漁業就業意識を高める。 2 内容 (1) 漁業の体験、現地見学会の開催等経費の助成 (2) 漁業就業に関する知識習得研修に係る経費の 助成	・地区協議会等 ・漁業協同組合等	1事業 20万円以内 (予算の範囲内)	
2 漁業担い手育成対策事業				
(1) 新規漁業 就業者交流 事業	1 目的 新たに漁業に就業した青年等の漁業への取り組 みを促進するため、情報交換等ネットワークづくりを 進めるとともに、研修会を開催するなど新規漁業就 業者の早期定着化を図る。 2 内容 新規漁業就業者(就業3年以内の者)の情報交換 会を開催する経費の助成	・地区協議会 ・漁業協同組合等 ・地区又は全県範囲で主 催する実施組織	1事業 10万円以内 (予算の範囲内)	
(2) 新規漁業 就業者技術 研修事業	1 目的 新規漁業就業者(就業3年以内の者)が養殖業等 自立経営を目指して、地元先達漁家において起業 に必要な基礎的知識・技術を修得する場合に、受 入経営体及び実践研修生に対して支援することに より、自立経営への円滑な移行を促進する。 2 内容 (1) 受入経営体 地域において養殖業及び採介藻漁業を営む 計画を有する新規漁業就業者の指導に要する経 費(6月以上1年以内で25日以上指導)の助成 (2) 実践研修生 研修期間(6月以上1年以内)内に小型船舶操 縦士免許を取得するための受講に要する経費(講 習受講料) ただし、漁家子弟の場合にあつては親元での 漁業従事を研修と看做することができる。	(1) 受入経営体(実践 研修生と3等親内の 者除く) (2) 実践研修生 次の要件を全て満 たしていること ア 45歳未満の者 (いわて水産アカデミー 研修生を除く) イ 6月以上研修を行 う者 ウ 営漁する計画を有 する者 ただし、漁家子弟に あつてはイ、ウの条件は 満たしているものと看做 す。	受入経営体 1経営体 30万円以内 /年額 実践研修生 講習受講料 20万円以内 (予算の範囲内)	年度をまたぐ場 合は当年度と次 年度

事業名	事業目的・対象経費	事業対象者	助成額	特記事項
(3) OJT研修支援事業	<p>1 目的 青年漁業者の国内先進漁家、企業体、市場等での研修又は課題解決能力向上のためのOJT研修を促進し、優れた青年漁業者の育成と地域漁業の中核者としての活動促進を図る。</p> <p>2 内容 (1) 国内先進漁家等技術研修受講経費の助成(1月以内)(対象経費:研修機関等への納入額、交通費、教材費) (2) 新規漁業就業者OJT研修経費の助成(3月以内)(対象経費:研修指導者謝金、教材費)</p>	<p>(1) 青年漁業者、新規漁業就業者</p> <p>(2) 次の要件を全て満たす者 ア 県内において継続して4年間漁業に就業した青年漁業者 イ 研修終了後においても漁業に従事すると見込まれる者 ウ 研修計画を有する者</p>	<p>国内研修 1人 10万円以内 (予算の範囲内)</p> <p>OJT研修 1人 30万円以内 (予算の範囲内)</p>	
3 青年等漁業者組織活動支援事業				
(1) 研究グループ等活動事業	<p>1 目的 漁業経営や漁家生活等の発展向上を図るため研究開発及び研究実践活動又は経営改善研修及び各種資格取得研修の開催・受講に取り組む漁業青年等グループの自主的活動を支援し、漁業青年等の創造性と研究実践意欲の高揚及び漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 研究実践活動経費の助成 漁業生産技術の開発・導入試験、水産物の加工技術の開発研究、生産物の付加価値向上試験、漁業及び生活に関する研究実証、新産地育成・むらづくり活動等に要する経費(材料費等) (2) 研修活動経費の助成 漁業技術修得、経営改善、水産物加工技術修得に係る研修及び各種資格取得等の活動に要する経費(旅費、受講料、講師謝金、会場費等)</p>	<p>・青年等漁業者3人以上で構成されかつ漁業又は漁家生活等の研究活動を推進する目的で組織されているグループ(以下「青年等グループ」という。)</p>	<p>研修実践活動 1課題 35万円以内 (予算の範囲内)</p> <p>研修活動 1グループ 25万円以内 (予算の範囲内)</p> <p>資格取得活動 1グループ 20万円以内 (1/2以内) (予算の範囲内)</p>	最長3年(1課題)
(2) 青年等交流活動促進事業	<p>1 目的 グループ活動の活性化や青年等漁業者の資質向上を図るため地区又は全県範囲で開催する情報交換会や活動実績発表大会及び青年等グループの都市・漁村間交流等の活動を支援し、意欲ある担い手の育成と漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 情報交換会の開催及び都市・漁村間等交流に要する経費の助成(会場費、講師謝金・旅費、材料費、交通費等) (2) 地区活動実績発表大会開催経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<p>・地区又は全県範囲で主催する実施組織 ・青年等グループ</p>	<p>情報交換、交流活動 1事業 20万円以内 (予算の範囲内)</p> <p>地区活動実績発表大会 1事業 10万円以内 (予算の範囲内)</p>	
(3) 地域リーダー研修事業	<p>1 目的 漁村地域リーダー相互の情報交換等を通じ地域リーダーとしての資質の向上を図るとともに、その自主的活動を促進する。</p> <p>2 内容 漁業生産、漁村、漁家生活等の環境づくり及び地域の担い手育成等漁村の活性化を推進するリーダーの育成を目的とした地区又は全県範囲の研修会等の開催に要する経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<p>・地区又は全県範囲で主催する実施組織</p>	<p>1事業 10万円以内 (予算の範囲内)</p>	
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業				
(1) 地区協議会活動事業	<p>1 目的 漁業担い手対策を総合的に推進するため、大船渡、釜石、宮古、久慈の各地区に設置されている地区漁業担い手育成推進協議会に対し活動費等を交付し、地区の漁業担い手対策に資する。</p> <p>2 内容 地区協議会活動費の交付</p>	<p>・地区協議会等</p>	<p>別に定める</p>	